

# I 短期大学認証評価の概要について

## I 短期大学認証評価の概要について

### 1 短期大学認証評価の目的

大学基準協会が実施する認証評価は、各短期大学が個性、特徴を発揮し多様な発展を遂げることができるよう、当該短期大学の改善・改革を側面から支援し、教育研究の質を社会に対し広く保証することを目的としています。

### 2 短期大学認証評価の特徴

大学基準協会の行う短期大学の認証評価は、以下のような特色をもっています。

#### (1) 達成度評価と水準評価

短期大学の評価を行うにあたっては、各短期大学が掲げる理念・目的・教育目標を尊重することを前提に、理念・目的・教育目標を達成するためにどのような努力が払われているか、それがどの程度達成されているかという観点からの評価（達成度評価）を行います。また、大学基準協会が定める短期大学基準に加え法令上の基準も踏まえつつ、教育研究条件をどの程度充足しているかなどについて、主に定量的な側面から短期大学の性格や規模などを加味した評価（水準評価）も行います。

#### (2) 特色ある取り組みの評価

短期大学が個性的で特色ある優れた取り組みを実施している場合には、これを積極的に評価し、当該短期大学の個性や特徴の一つとして社会に広く公表します。

#### (3) ピア・レビューの重視

大学基準協会の認証評価は、短期大学の教育研究活動に十分な知識経験を有する教員による評価（ピア・レビュー）を基本原則としながら、その他外部有識者も若干名加えることにより、評価の客観性や透明性を高めていきます。

#### (4) 短期大学の自己点検・評価活動への支援

大学基準協会は、認証評価の基礎となる各短期大学の自己点検・評価が、短期大学全体のあらゆる活動の的確な分析・評価と適切な改善方策を導き出すことが可能となるよう、認証評価申請の準備段階から支援します。具体的には、全国各地で自己点検・評価の実施方法等に関する説明会を開催する他、短期大学からの要請に応じてその短期大学を訪問し、説明会を開催するなど、個別にも対応します。また、自己点検・評価に関する事例研究会を開催するなど、認証評価を申請しようとする短期大学関係者が自己点検・評価のあり方を論議する場も提供していきます。

#### (5) 短期大学への継続的な支援

認証評価を受けた短期大学に対し、評価終了後の定められた時期に、評価結果にある指摘事項に対する改善の取り組み状況を記載した改善報告書の提出を求めます。このようにして、大学基準協会では、一定の周期ごとに認証評価を実施するとどまらず、継続的な評価活動

を通じて短期大学の改善を支援していきます。

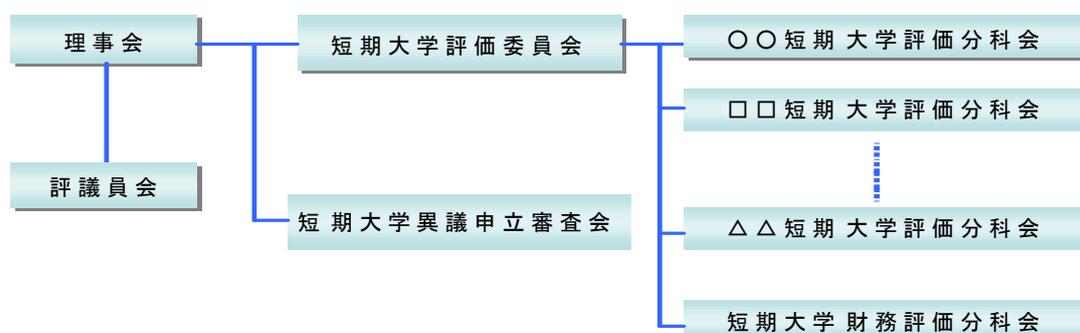
#### (6) 併設の大学と短期大学の同時申請

大学基準協会の認証評価では、短期大学が、希望に応じて併設する4年制大学と同時に申請できるよう、評価項目等を大学との間で可能な限り整合させるなどして、評価の申請に向けた準備作業の負担軽減が図れるようにしています。

### 3 短期大学認証評価の組織体制

短期大学の認証評価のための組織体制は、以下の通りです。

短期大学評価組織体制図



#### ○短期大学評価委員会

短期大学の認証評価を実施する中心委員会であり、委員長および副委員長を含め、15名の委員（短期大学関係者12名と外部の有識者3名）で構成されます。委員は、当分の間、各関係機関からの推薦等に基づき、短期大学の教育研究等に識見を有する短期大学関係者から選出されます。

#### ○短期大学評価分科会

短期大学評価委員会のもと、教育内容・方法や教員組織等を専門的見地から評価するとともに、管理運営、事務組織など短期大学全体にかかわる事項を具体的に評価します。短期大学評価分科会の数や委員数については、申請短期大学の数や学科構成などを考慮した上で決定します。委員は、短期大学評価委員会の委員や各関係機関から推薦された評価員登録者等によって構成されます。

#### ○短期大学財務評価分科会

短期大学評価委員会のもと、財務状況を具体的に評価します。主査（1名）は短期大学評価委員会の推薦に基づき、委員は短期大学評価委員会の推薦や各関係機関から推薦され

た評価員登録者等によって構成されます。

なお、評価の公正性を担保するためには、評価プロセスの適切かつ効果的な運用の確保が必要であり、こうした評価プロセスを十全に運用していく上で、評価者の役割は極めて重要となってきます。大学基準協会では、評価者が共通理解をもって、公正かつ適切に、また効果的に評価活動が実施できるよう、当該年度の認証評価に携わる評価者を対象に評価者研修セミナーを実施しています。

## Ⅱ 2008（平成 20）年度「短期大学認証評価」の結果について

## Ⅱ 2008（平成20）年度「短期大学認証評価」の結果について

### 1 短期大学認証評価結果の概要

2008（平成20）年度の申請短期大学は5校で、いずれも4年制大学に併設されている公立と私立の短期大学でした。

評価の結果、5短期大学ともに本協会の定める「短期大学基準」に適合していると認定されました（「Ⅲ 2008（平成20）年度「短期大学認証評価」結果」参照）。

### 2 認証評価結果の構成

認証評価結果は、「Ⅰ 認証評価結果」「Ⅱ 総評」「Ⅲ 短期大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 認証評価結果」の項では、短期大学基準の適合の可否について記してあります。なお、最終の評価結果を出す時点で当該短期大学の今後の動向を見極める必要があると判断した場合には、短期大学基準の適合の可否の決定を保留することもあります。

「Ⅱ 総評」の項では、評価結果全体にわたる総合的所見を記してあります。

「Ⅲ 短期大学に対する提言」は、短期大学の長所をさらに伸長させる観点から提示する「長所」と、問題点に対する「勧告」、「助言」で構成されています。「勧告」、「助言」はいずれも短期大学の改善・改革に資するために提示する点で共通しますが、「勧告」は、短期大学としてふさわしい最低要件を充たしていない事項や、改善・改革への取り組みが充分でない事項に対し義務的に改善を求めるものです。一方、「助言」は、短期大学としてふさわしい教育研究上の最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善・改革の努力を促すために提示するもので、それらにどう対応するかは原則として各短期大学の判断に委ねられています。

### 3 申請短期大学について

申請短期大学は、以下の通りです。

（短期大学名五十音順）

- （公立） 岩手県立大学宮古短期大学部
- （公立） 岩手県立大学盛岡短期大学部
- （私立） 大谷大学短期大学部
- （私立） 中京女子大学短期大学部
- （私立） 文教大学女子短期大学部

#### 4 短期大学認証評価の組織体制

短期大学認証評価では、中心となる短期大学評価委員会のもとに、原則として短期大学ごとに分科会を設置することになっています。2008（平成 20）年度においては、中心となる短期大学評価委員会のもとに 5 つの分科会を設置しました。また、財務に関しては、別途短期大学財務評価分科会を設けました。

以上の体制により、2008（平成 20）年度の短期大学評価は、短期大学評価委員会（委員 15 名）のもと、延べ 28 名の評価者によって行われました（【資料 1】「短期大学認証評価組織体制図」および【資料 2】「平成 20 年度短期大学認証評価関連委員会等名簿」参照）。

#### 5 短期大学認証評価の経過

##### (1) 書面による評価

上記分科会にかかわる主査・委員は、評価者研修セミナーに参加した後、申請短期大学から提出された評価資料をもとに、達成度評価と水準評価の両側面から自らの評価所見をまとめ、それぞれの分科会に臨みました。各分科会では、各委員の評価所見をもとに主査が作成した分科会報告書（原案）をたたき台に審議を行い、その結果を主査が分科会報告書（案）として取りまとめました。

##### (2) 実地視察の実施

各分科会における書面評価終了後に、申請のあった 5 短期大学対して実地視察を実施しました。

実地視察では、書面評価の過程で発生した疑問点に関する質疑応答を行うとともに、書面のみでは把握の難しかった施設・設備の状況などの確認や、学生インタビュー、授業参観なども行いました。また、各分科会報告書（案）をあらかじめ当該短期大学に提示し、実地視察の際に同案の記載内容について確認する機会を設けました。このようにして、より正確かつ詳細に実態を確認することにより、実地視察の目的である評価の正確さを期すことに努めました。

##### (3) 評価結果の作成

実地視察等の結果を反映させたうえで提出された各分科会の報告書をもとに、短期大学評価委員会は評価結果（委員会案）を作成し、同委員会案を当該短期大学に送付しました。

評価結果（委員会案）については、事実誤認等があった場合に、「意見申立」を行う機会を設けており、今年度は、4 短期大学から意見申立がなされました。これを受け、短期大学評価委員会では、当該短期大学から提出された資料を中心に事実誤認の有無と意見申立の適否を審議し、評価結果（最終案）を作成しました。

その後、評価結果（最終案）は評議員会および臨時理事会において承認され、正式な評価結果として確定しました。

## 6 改善報告書について

前述のとおり、評価結果においては、必要に応じて「長所」「勧告」「助言」を付しています。「勧告」を付された短期大学は、これに誠実に対応し、早急に改善措置を講じる必要があります。また、「助言」を付された短期大学は、問題点として指摘された事項について十分に検討し、一層の改善に努める必要があります。

「勧告」もしくは「助言」が付された短期大学は、それらの事項について3年後に改善報告書を提出することになっています。この「改善報告書」の制度は、本協会の評価の特色のひとつであり、評価を一過性のものに終わらせず、新たな改革へとつなげるための重要なシステムです。

資 料 編

平成20年度 短期大学評価委員会名簿

役名	氏名	所属
委員長	安川悦子	福山市立女子短期大学
副委員長	安原義	元 東京農業大学短期大学部
委員	神戸信寅	愛知学院大学短期大学部
委員	熊木哲	大妻女子大学短期大学部
委員	小石川正男	日本大学短期大学部
委員	小杉礼子	(独)労働政策研究・研修機構
委員	佐々木隆志	静岡県立大学短期大学部
委員	佐々木博昭	県立新潟女子短期大学
委員	佐藤淳介	大分県立芸術文化短期大学
委員	芝田耕太郎	元 岩手県立大学宮古短期大学部
委員	馬場重行	山形県立米沢女子短期大学
委員	松井徳光	武庫川女子大学短期大学部
委員	松本香	公認会計士松本香事務所
委員	水野則子	山形短期大学
委員	山本和彦	習志野市立習志野高等学校

平成20年度 短期大学評価委員会 分科会名簿

岩手県立大学宮古短期大学部評価分科会

役名	氏名	所属
主査	安川悦子	福山市立女子短期大学
委員	清水誠	中村学園大学短期大学部
委員	千谷基雄	日本大学
委員	宮本勉	嘉悦大学短期大学部

岩手県立大学盛岡短期大学部評価分科会

役名	氏名	所属
主査	馬場重行	山形県立米沢女子短期大学
委員	築山修道	大谷大学短期大学部
委員	牧充子	元戸板女子短期大学
委員	松井徳光	武庫川女子大学短期大学部
委員	宮本教雄	岐阜市立女子短期大学

大谷大学短期大学部評価分科会

役名	氏名	所属
主査	水野則子	山形短期大学
委員	神戸信寅	愛知学院大学短期大学部
委員	幸田眞希	聖徳大学短期大学部
委員	早瀬明	京都外国語短期大学
委員	原田信之	新見公立短期大学
委員	宮田保史	常磐会短期大学

中京女子大学短期大学部評価分科会

役名	氏名	所属
主査	佐藤淳介	大分県立芸術文化短期大学
委員	鐘ヶ江淳一	近畿大学九州短期大学
委員	佐々木隆志	静岡県立大学短期大学部
委員	菅原勲	日本体育大学女子短期大学部

文教大学女子短期大学部評価分科会

役名	氏名	所属
主査	安原 義	元 東京農業大学短期大学部
委員	下坂 智恵	大妻女子大学短期大学部
委員	鈴木 正敏	創価女子短期大学
委員	安江 俊二	会津大学短期大学部

平成20年度 短期大学財務評価分科会名簿

役名	氏名	所属
主査	斎藤 勉	学校法人 芝浦工業大学
委員	小野寺 正宏	学校法人 文京学園
委員	土橋 正文	学校法人 クラーク学園
委員	飛田 隆三	学校法人 大東文化学園
委員	永井 敏雄	学校法人 相模女子大学

平成20年度 短期大学異議申立審査会名簿

役名	氏名	所属
審査長	鈴木 守	群馬大学
委員	小出 龍郎	愛知学院大学短期大学部
委員	高井 昌史	株式会社 紀伊國屋書店
委員	千葉 吉裕	都立晴海総合高校
委員	永井 和之	中央大学
委員	西野 仁雄	名古屋市立大学
委員	元木 徹	元木徹弁護士事務所